

(議案第11号) 二宮町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後				改正前			
別表第1 (第29条関係)				別表第1 (第29条関係)			
種別	取扱区分		金額	種別	取扱区分		金額
(略)				(略)			
し尿を除く一般廃棄物	町が収集し、運搬し、及び処分するもの(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)で定める品目を除く。)	一般家庭から排出されるもの	町が指定するごみ袋 10 ㍑ 袋 20枚につき134円 20 ㍑ 袋 20枚につき177円 30 ㍑ 袋 20枚につき232円 45 ㍑ 袋 20枚につき320円	し尿を除く一般廃棄物	町が収集し、運搬し、及び処分するもの(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)で定める品目を除く。)	一般家庭から排出されるもの	町が指定するごみ袋 10 ㍑ 袋 20枚につき134円 20 ㍑ 袋 20枚につき177円 30 ㍑ 袋 20枚につき232円 45 ㍑ 袋 20枚につき320円
		事業活動に伴って排出されるもの	町が指定するごみ袋 20 ㍑ 袋 20枚につき610円 45 ㍑ 袋 20枚につき1,372円			事業活動に伴って排出されるもの	町が指定するごみ袋 20 ㍑ 袋 20枚につき610円 45 ㍑ 袋 20枚につき1,372円
		一般家庭から排出され、町が戸別に収集するもの				一般家庭から排出され、町が戸別に収集するもの	
		規則で定める指定品目	1個につき1,000円			規則で定める指定品目	1個につき1,000円
		規則で定める指定品目以外のもの	1個又は1袋につき500円			規則で定める指定品目以外のもの	1個又は1袋につき500円
	占有者等及び事業者が自ら町の施設へ搬入するもの	一般家庭から排出されるもの			占有者等及び事業者が自ら町の施設へ搬入するもの	一般家庭から排出されるもの	
		(1) 1回10kg以下 (2) 1回10kgを超えるもの	<u>110円</u> <u>110円</u> に搬入量が10kg(10kg未満は10kgとする)を増すごとに <u>110円</u> を			(1) 1回10kg以下 (2) 1回10kgを超えるもの	<u>55円</u> <u>55円</u> に搬入量が10kg(10kg未満は10kgとする)を増すごとに <u>55円</u> を加算

改正後				改正前			
			加算した額				した額
		事業活動に伴って排出されるもの				事業活動に伴って排出されるもの	
		(1) 1回10kg以下	250円			(1) 1回10kg以下	250円
		(2) 1回10kgを超えるもの	250円に搬入量が10kg（10kg未満は10kgとする）を増すごとに250円を加算した額			(2) 1回10kgを超えるもの	250円に搬入量が10kg（10kg未満は10kgとする）を増すごとに250円を加算した額